

神戸市共同住宅バリアフリー改修補助事業補助金交付要綱

平成13年6月1日 住宅局長決定
平成31年4月1日 建築住宅局長最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者をはじめとした全ての人が使いやすい良好な住宅ストックの形成を目指し、生活者にやさしい住環境整備を行うため、共同住宅の共用部分のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部に対して交付する補助金について、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 次号に規定する共用部分を有し、複数の住戸が1棟に建築された住宅
- (2) 共用部分 共同住宅において、複数の住戸の居住者が共同で使用する部分（個別の用途に専用的又は閉鎖的に使用される部分を除く。）

(補助対象共同住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件に該当する共同住宅（以下「補助対象共同住宅」という。）とする。

- (1) 神戸市内に存するもの
 - (2) 公営・公社等の公的賃貸住宅以外のもの
 - (3) 延べ面積の半分を超える部分が居住の用に供されているもの
 - (4) 原則として、建築基準法に適合していること
- 2 その他、補助を行うのが適切であると市長が認めるもの。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助対象共同住宅の共用部分に係る改修工事で、別表1に定めるものとする。

- 2 前項に規定する補助事業の技術基準は、原則としてコーデス（神戸の住宅設計基準）の標準コーデスによるものとし、改修工事後の状態が建築基準法に適合していなければならない。ただし、エレベーター設置に関しては、車椅子使用者が容易に利用できる仕様であることとする。

(補助事業の工事費の限度額)

第5条 1の年度内における補助事業の工事費の限度額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 1団地あたりの住戸数が20戸以下の場合においては、1戸につき3万円
 - (2) 1団地あたりの住戸数が20戸を超え100戸以下の場合においては、60万円
 - (3) 1団地あたりの住戸数が100戸を超える場合においては、60万円に100戸を超える戸数1戸につき3千円を加算した額又は180万円のいずれか少ない額
- 2 複数年度にわたる同一管理組合又は同一所有者に対する補助事業の工事費の限度額は、次の各号に掲げる額を棟ごとに算出し合計した金額とする。
- (1) 1棟あたりの住戸数が20戸以下の場合においては、1戸につき3万円
 - (2) 1棟あたりの住戸数が20戸を超え、100戸以下の場合においては、60万円
 - (3) 1棟あたりの住戸数が100戸を超える場合においては、60万円に100戸を超える戸数1戸につき3千円を加算した額又は180万円のいずれか少ない額

(補助金の額)

第6条 1の年度内における補助金の額は、補助事業の工事費又は第5条第1項の規定による補助事業の工事費の限度額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た金額（その額が、千円未満の端数があ

るときはこれを切り捨てた額。)とする。

- 2 同一管理組合又は同一所有者に対する複数年度にわたる補助額は、第5条第2項の規定による補助事業の工事費の限度額に2分の1を乗じて得た金額(その額が、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)を上限とする。

(申請者)

第7条 本事業の申請者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号。)に基づく補助対象共同住宅においては、同法第3条に規定する団体
 - (2) 建物の区分所有等に関する法律に基づかない補助対象共同住宅においては、その所有者
- 2 申請者は、本事業の補助を受けた同一年度において、再度本事業の補助を受けることはできない。(補助対象共同住宅が異なる場合を除く。)

(申請手続き)

第8条 申請者は、補助事業の契約前に、補助金交付申請書(様式第1号-1)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付申請及び補助事業の実施に関する証書(様式第1号-2)
ただし、申請者が第7条第1号に該当する場合
- (2) 申請建物概要書(様式第1号-3)
ただし、申請する一の団地において複数の建物(棟)を有する場合
- (3) エレベーター設置工事に関する調査票(様式第1号-4)
ただし、第4条に該当するエレベーター設置工事を行う場合
- (4) 改修工事の内容がわかる設計図書
- (5) 改修工事見積書(写し)
- (6) 建物配置図
- (7) 建築基準法に基づく建築確認申請図書及び確認済証(写し)
ただし、第4条に該当するエレベーター設置工事を行う場合
- (8) 確認済証または建築基準法第12条に基づく報告(写し)
ただし、第4条に規定する補助対象工事が含まれている工事を行う場合で建築基準法に基づく確認又は同法第12条の報告を特定行政庁に求められた場合
- (9) 代理者が申請事務を行う場合の委任状(様式第1号-5)
- (10) その他、市長が必要と認める書類

(審査及び補助金交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する書類を受領したときは、当該申請の内容を審査し、決定した内容を次の各号に定める通知書により、申請者へ通知しなければならない。

- (1) 補助することを決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) 補助しないことを決定したときは、補助事業不交付決定通知書(様式第3号)

(工事の取止め)

第10条 補助事業者は、前条第1号の補助金交付決定通知書を受けた後、事情により当該工事を中止し、又は取止めたときは、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)、その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の申請を受領したときは、その内容を審査し、当該辞退申請を承認することを決定したときは、補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知しなければならない。

(変更申請等)

第11条 補助事業者が、設計変更等により、事業内容の変更(第2項に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長に対して補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)を提出し、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 軽微な変更とは、次に掲げる各号を全て満たすものとする。

(1)補助金の額に増額変更がないもの

(2)補助の対象となる工事の位置と内容に変更がないもの

(変更決定等)

第12条 市長は前条の変更申請等を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第7号）により、決定した内容を補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告書等の提出)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、市長に対して補助事業実績報告書（様式第8号-1）及び工事実施確認書（様式第8号-2）その他、市長が必要と認める書類を、原則として補助金交付決定を受けた年度内の1月31日までに、提出しなければならない。

(履行確認及び交付額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、工事内容等の履行確認を行うものとする。

2 市長は、前項の履行確認の結果、第8条の規定により提出された書類（第11条の規定による変更があったときは、変更後のもの。）のとおり、工事が履行されていると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助事業履行確認書兼補助金額確定通知書（様式第9号）により、その旨を補助事業者に通知しなければならない。

3 市長は、確定した補助金の交付額が第9条の規定により決定した補助金の額（第12条の規定による変更があったときは、変更後のもの。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第15条 市長は、補助事業者から補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(台帳の整理)

第16条 市長は、工事の状況を明らかにするため、バリアフリー改修補助台帳を整備するものとする。

(業務の委託)

第17条 市長は、神戸市共同住宅バリアフリー改修補助事業の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行にあたり必要な事項は、建築住宅局長が別途定めるものとする。

附則（平成16. 3. 31）

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則（平成17. 3. 31）

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附則（平成18. 3. 31）

この要綱は平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項及び第4項並びに第6条第2項の改正規定は、平成19年4月1日以降の申込書受理分より適用する。

附則（平成21. 3. 31）

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則（平成27. 3. 31）

（施行期日）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、第5条の規定による改正後の規定は、平成27年4月1日以後に新たに申請するものについて適用し、施行日前に補助事業を実施し、かつ従前の上限には達していない団地に対する補助上限額については、平成30年3月31日までは、なお下記に記載する従前の例による。

（従前の例）

3 補助対象限度額

（1）1の年度内における補助対象限度額は、次の各号に掲げる金額とする。

ア 1団地あたりの住戸数が100戸以下の場合においては、60万円

イ 1団地あたりの住戸数が100戸を超える場合においては、60万円に100戸を超える戸数1戸につき3千円を加算した額又は180万円のいずれか少ない額

（2）複数年度にわたる同一管理組合又は同一所有者に対する補助対象限度額は、次の各号に掲げる額を棟ごとに算出し合計した金額とする。

ア 1棟あたりの住戸数が100戸以下の場合においては、60万円

イ 1棟あたりの住戸数が100戸を超える場合においては、60万円に100戸を超える戸数1戸につき3千円を加算した額又は180万円のいずれか少ない額

附則（平成28. 3. 31）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則（平成30. 3. 31）

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31. 3. 31）

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

改修箇所	補助の対象となる工事
外部出入口等	段差解消（傾斜路又はそれに類するものの設置） 傾斜路への手すりの設置 開口部幅の拡張 引き戸等への取り替え（ただし、自動扉化は補助対象外とする） その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置
床面	ノンスリップ化 点字ブロックの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置
廊下等	段差解消（傾斜路又はそれに類するものの設置） 傾斜路への手すりの設置 通路や開口部幅の拡張 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置
階段	手すりの設置 蹴込板及び滑り止めの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置
エレベーター	エレベーターの新設及びそれに伴う付帯工事に関するもの
その他	その他市長が必要と認める改修